

(別紙)

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和4年度下半期（10月～3月）

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

企画総務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和４年度下半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年10月5日	烏丸線10系車両台車装置及び連結装置部品(全重機)	6,918,287	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機 材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和4年10月18日	東西線列車無線設備更新工事その2	202,840,000	企画総務部 企画総務課	八幡電気産業株式会社 大 阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和4年10月31日	竹田車両基地保安装置試験器	132,000,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立製作所 京都 支店	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和4年11月29日	インターネット型バスロケーションシステム更新	8,647,562	企画総務部 企画総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和4年12月12日	竹田駅証明書発行コーナーシャッター改修工事	3,190,000	企画総務部 企画総務課	株式会社鈴木シャッター 関 西・中部支店	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第5号
令和4年12月26日	東西線軌道整備工事に伴う信号設備対応業務委託(信)	5,665,000	企画総務部 企画総務課	日本信号株式会社 大阪支 社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年2月13日	駅登録マスタ変更(係員処理端末機)改修業務委託	6,820,000	企画総務部 企画総務課	オムロン ソーシャルソリュー ションズ株式会社 大阪事業 所	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年2月22日	駅登録マスタ変更(係員定期券発行機)改修業務委託	6,820,000	企画総務部 企画総務課	東芝インフラシステムズ株式 会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年2月28日	インボイス制度導入に伴う自動券売機改修業務委託	11,220,000	企画総務部 企画総務課	オムロン ソーシャルソリュー ションズ株式会社 大阪事業 所	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年2月28日	インボイス制度導入に伴う係員定期券発行機改修業務	13,420,000	企画総務部 企画総務課	東芝インフラシステムズ株式 会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号

随意契約一覧表（令和４年度下半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年3月10日	東西線50系車両空調制御箱	31,185,000	企画総務部 企画総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
令和5年3月10日	バス運行総合システム(実績収集系)新規構築業務委	29,700,000	企画総務部 企画総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年2月7日	京都 地下鉄・バス ICポイントサービスに係る事前登録キャンペーン及びコールセンター業務等委託	6,342,956	企画総務部 企画調査課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
令和5年3月31日	市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務	117,073,000	企画総務部 営業推進課	一般社団法人京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年3月31日	案内所・定期券発売所運営等業務	466,840,000	企画総務部 営業推進課	一般社団法人京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 10 系車両台車装置及び連結装置部品（全重検用）
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和 4 年 10 月 5 日
- 4 履行期間
令和 4 年 10 月 6 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
6, 918, 287 円
- 7 契約内容
烏丸線 10 系車両台車装置及び連結装置部品（全重検用）の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線 10 系車両の台車装置及び連結装置は、日本製鉄株式会社が 10 系車両用に特別に設計、製作したものであり、本部品は、日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線列車無線設備更新工事その2
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和4年10月18日
- 4 履行期間
令和4年10月19日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F
八幡電気産業株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
202,840,000円
- 7 契約内容
東西線列車無線設備の基地局更新を行う
- 8 随意契約の理由
本工事を行うには、既設の列車無線設備を設計・製作し、詳細な技術情報を保有している同業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
竹田車両基地保安装置試験器
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和4年10月31日
- 4 履行期間
令和4年11月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
132,000,000円
- 7 契約内容
竹田車両基地保安装置試験器の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線10車両のATC装置及び20系車両のATC／ATO装置は、株式会社日立製作所が10系車両及び20系車両用に、特別に設計及び製作したもので、これらの装置を試験する保安装置試験器は株式会社日立製作所以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム更新
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和4年11月29日
- 4 履行期間
令和4年11月30日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,647,562円
- 7 契約内容
本業務は、インターネット型バスロケーションシステムの標識柱及び設備機器を更新するものである。
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは、新潟通信機株式会社が独自に開発・運営しているものであり、インターネット型バスロケーションシステムの更新に当たっては、既存システムが機能を損なうことなく契約の目的を達成することが求められる。このため、設置・試験調整や機器の動作確認など、システムが正常に稼働するよう施工する必要があることから、上記業者以外の者が当該業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
竹田駅証明書発行コーナーシャッター改修工事
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和4年12月12日
- 4 履行期間
令和4年12月13日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市旭区新森1丁目7番47号
株式会社鈴木シャッター 関西・中部支店
- 6 契約金額（税込み）
3,190,000円
- 7 契約内容
開閉不良が発生したシャッターについて、取替を行う。
- 8 随意契約の理由
竹田駅証明書発行コーナーにおいては、区役所窓口と同様に、住民票の写し、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書等の発行を行っており、住所、氏名、生年月日、本籍地などの個人情報を書かれた請求書を受付けし、保存年限まで保管することになっている。このためシャッターが使用不可であった場合、防犯機能が著しく低下することにより個人情報の流出の危険が高まり、本市の証明発行業務の円滑な運営に支障を来す恐れがあるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
開閉不良のシャッターは、証明書発行コーナーの出入口外部面に設置されており、既設外倒し排煙窓に面している。新設するシャッターは、既設排煙窓の開閉に影響しないよう、既設シャッターの開口幅を確保する必要がある。4者に対して、既設シャッターの開口寸法を縮小せずに新設シャッターを設置することを条件に見積を徴収したが、当該業者のみが見積可能であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線軌道整備工事に伴う信号設備対応業務委託（御池分岐）
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和4年12月26日
- 4 履行期間
令和4年12月27日から令和5年3月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
5,665,000円
- 7 契約内容
高速鉄道東西線レール交換工事に伴った軌道部分に設置されている信号設備の対応業務を行う。
- 8 随意契約の理由
現行の信号保安システムの設置状況及び機能、定格等を十分把握していることが必要不可欠となる。従って、本業務が可能な者は、現行システムの製作、施工及び保守業務を行っている同業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員処理端末機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年2月13日
- 4 履行期間
令和5年2月14日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
6,820,000円
- 7 契約内容
I C O C A定期券発行事業者の駅名変更等に対応するため、係員処理端末機の改修を行う。
- 8 随意契約の理由
既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する同業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年2月22日
- 4 履行期間
令和5年2月23日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
6,820,000円
- 7 契約内容
I C O C A定期券発行事業者の駅名変更及び、京都市バス停留所名変更等に対応するため、係員定期券発行機の改修を行う。
- 8 随意契約の理由
既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する同業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インボイス制度導入に伴う自動券売機改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年2月28日
- 4 履行期間
令和5年3月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
11,220,000円
- 7 契約内容
令和5年10月導入予定であるインボイス制度に対応するため、自動券売機の改修を行う。
- 8 随意契約の理由
既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する同業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インボイス制度導入に伴う係員定期券発行機改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年2月28日
- 4 履行期間
令和5年3月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
13,420,000円
- 7 契約内容
令和5年10月導入予定であるインボイス制度に対応するため、係員定期券発行機の改修を行う。
- 8 随意契約の理由
既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する同業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両空調制御箱
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和 5 年 3 月 10 日
- 4 履行期間
令和 5 年 3 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町 5-1 菱電商事京都ビル 4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
31,185,000 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両空調制御箱の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の空調制御システムは、三菱電機株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したものであり、空調制御システムの一部である空調制御機能を担う空調制御箱は三菱電機株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その9）

2 契約担当課

企画総務部企画総務課

3 契約締結日

令和5年3月10日

4 履行期間

令和5年3月11日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪府中央区城見一丁目4番24号

NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

29,700,000円

7 契約内容

本業務は、平成28年度から実施しているバス運行総合システム（実績収集系）の構築を引き続き実施するものであり、烏丸・山越両操車場におけるETC型路上通信機の設置と、設置に伴う開発中の新システムへの登録設定作業を行うものとする。

8 随意契約の理由

本業務を実施するにあたっては、既存システムと共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても、熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築したNECネクサソリューションズ株式会社以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがある。

また、上記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

京都 地下鉄・バス ICポイントサービスに係る事前登録キャンペーン及びコールセンター業務等委託

2 契約担当課

企画総務部企画調査課

3 契約締結日

令和5年2月7日

4 履行期間

令和5年2月7日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区太秦下刑部町12番地
一般社団法人 京都市交通局協力会

6 契約金額（税込み）

6,342,956円

7 契約内容

「京都 地下鉄・バス ICポイントサービス」の開始に併せ、案内所において、利用促進PR及びタブレットによるポイントサービスの代理登録を行い、また、お客様の問い合わせ窓口として、コールセンターを設置する。

8 随意契約の理由

本業務は、「京都 地下鉄・バス ICポイントサービス」の開始に併せ、案内所において、利用促進PR及びタブレットによるポイントサービスの代理登録を行い、また、お客様の問い合わせ窓口として、コールセンターを設置するものである。

令和4年度は「案内所・定期券発売所運営等業務」について上記業者と契約しており、本件は同業務に想定されるものであることから、上記業者と随意契約するもの。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務
- 2 契約担当課
企画総務部営業推進課
- 3 契約締結日
令和5年3月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都府京都市右京区太秦下刑部町12
一般社団法人京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
117,073,000円
- 7 契約内容
市バスの車両清掃及び市バス・地下鉄の広告取付・取外し業務
- 8 随意契約の理由
企画提案方式により、令和4年度から5年間の継続を限度として単年毎の契約を締結することを可能としており、2年目の契約をするもの。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
案内所・定期券発売所運営等業務
- 2 契約担当課
企画総務部営業推進課
- 3 契約締結日
令和5年3月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都府京都市右京区太秦下刑部町12
一般社団法人京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
466,840,000円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄案内所、定期券発売所の運営等業務
- 8 随意契約の理由
企画提案方式により、令和5年度から5年間の継続を限度として単年毎の契約を締結することを可能としており、1年目の契約をするもの。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他